生	00	01	１年
(令和６年３月末まで保存)			

生 保 第 ５ ２ ９ 号
（ 生 企 ）
令 和 ５ 年 ３ 月 １６ 日

生 活 安 全 企 画 課 長
生 活 保 安 課 長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について

新型コロナウイルス感染症への対策については、「許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について」（令和４年４月12日付け生保第14号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、「新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用の考え方について」（令和５年２月20日付け事務連絡）により、警察におけるマスク着用の基本的な考え方が示されたことを踏まえ、生活安全警察に係る許可等事務を行うに際しては、前記事務連絡によるほか、下記事項に留意の上、引き続き、適切な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　銃砲刀剣類所持等取締法における猟銃及び空気銃の許可の基準の特例

新型コロナウイルス感染症への感染やそのおそれ等を理由に猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けることができない旨の申立てがあった場合、当該事情は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第14条に規定する「やむを得ない事情」（第３号、第５号関係）に当たり得ることから、個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応すること。

２　地域の感染状況等を踏まえた講習・検定の見直し

講習・検定の実施については、地域の感染状況や受講の申込み状況等に応じて、適宜、受講者等の人数、会場の規模等を見直し、適切に対応すること。

３　個別の事情を斟酌したきめ細やかな対応

申請者等から許可手続等に係る相談を受けた場合や受講者等から講習・検定等について相談を受けた場合には、適切に手続を行う方法を教示するなど、その者の個別の事情を斟酌してきめ細やかに対応するよう留意すること。

担当　生活保安課
営業・危険物係